

速度取締り指針

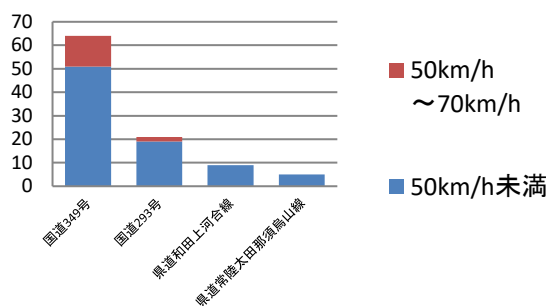
太田警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道349号	6:00～12:00 14:00～22:00	谷河原町地区 磯部町地区	60km/h (法定速度)

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

太田警察署管内における交通事故実態

主な路線別・危険認知速度別
人身事故発生状況(過去3年)

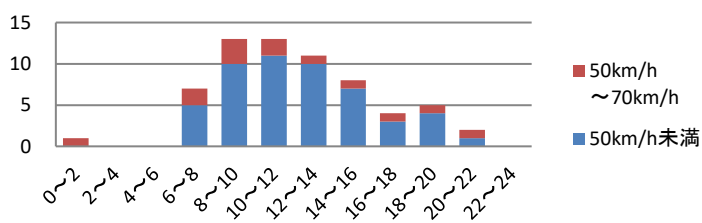


▼主な幹線道路別に過去3年の事故発生状況を比較すると、国道349号での発生が最も多い。

▼危険認知速度別に見ると、国道349号、国道293号においては、50km/h以上での発生がある。

▼国道349号及び県道日立笠間線において速度違反取締り要望がある。

国道349号における時間帯別・危険認知速度別
人身事故の発生状況(過去3年)



▼過去3年の国道349号における時間帯別・危険認知速度別事故発生状況(人身事故)を比較すると、8時～14時の時間帯に発生が最も多い。

▼6時～12時、14時～22時、0時～2時の時間帯に50km/h以上70km/h以下の高速度での事故が発生している。

～令和5年12月1日現在(期間:令和3年1月1日～令和5年11月30日)～

- 国道349号での事故が常陸太田市全体の事故件数の約44%を占める。
- 国道349号での事故は8時～14時に多く発生しているが、速度超過による事故は6時～12時に多く発生する傾向があり、その他14時～22時についても発生がある。

その他の交通指導取締り要点

国道349号及び県道において、速度取締り、歩行者妨害違反等を強化する。
県道の速度取締りにおいては、可搬式速度違反自動取締装置を活用し、強化する。